

新型コロナ対応ウエディング応援事業に係るQ & A

<対象者>

Q 1 結婚式等を実施するカップルが双方とも県内に在住していなければならないのか。カップルのうち一人が、単身赴任等で県外在住の場合は対象となるのか。

カップルのうち、どちらか一人が県内在住であれば対象となります。

Q 2 結婚式実施後、県外へ転勤するかもしれないが、対象となるのか。

結婚式等を実施した日から、1年以上居住する予定である方を対象としています。そのため、転勤等によりそろって1年以内に県外へ転出された場合は、返還を求めることとなりますので、御注意ください。

Q 3 カップルの一方、又は双方が再婚である場合は対象となるのか。

要件を満たせば、対象となります。

Q 4 法律婚を行う（又は予定の）カップルのみが対象となるのか。

婚姻届、住民票の届出等の各種届出の有無は問いません。また、お二人の性別も問いません。

<対象（結婚式等）>

Q 5 結婚後、数年経過したカップルが結婚式等を実施した場合は対象となるのか。

そのカップルが初めて結婚式等を行う場合は対象となります。

Q 6 かつて結婚式・披露宴を実施したことがあるカップルが、2回目（以上）の結婚式等を実施した場合（結婚〇周年等）は対象となるのか。

そのカップルが初めて行う結婚式等が対象となるため、対象とはなりません。ただし、Q 7 の場合に限り、対象となります。

Q 7 昨年コロナ禍で招待客を呼べず、結婚記念写真のみ撮影したが、年内に改めて招待客を呼び結婚式・披露宴を実施する場合は対象となるか。

昨年、カップルのみでの写真撮影や挙式の実施、また親族のみ招待して披露宴等を実施するなど、コロナの影響で規模を縮小した場合であって、今年改めて客を招待し、結婚式等を実施する場合は対象となります。

Q 8 対象となる結婚式等の会場はあらかじめ指定されているのか。

対象となる会場は指定していません。感染防止対策を講じている県内の結婚式場等であれば対象となり、事業規模も問いません。

また、レストラン等で行なうパーティや自宅からオンラインを活用して行う場合なども対象となります。

ただし、県外の会場で実施する場合は対象外となります。

Q 9 県外業者の貸衣装を利用し、県内の会場で結婚式・披露宴を実施した場合、貸衣装代は対象となるのか。

県外業者を利用した貸衣装代は、対象外となります。

Q 10 県外で結婚式・披露宴を実施するが、県内業者の貸衣装を使用する場合、貸衣装代は対象となるのか。

県外で結婚式等を実施した場合は、県内業者を利用したとしても対象外となります。

Q 11 レストランウエディングのような、結婚式場以外で行う場合は対象となるのか。

対象となります。ただし、飲食代は対象外経費となります。

Q 12 自宅からのオンライン配信は対象となるのか。

対象となります。その場合、対象経費は配信時に使用した貸衣装代やオンライン配信に必要な Web カメラ等の機器のレンタル代等が想定されます。

Q 13 自宅で行う結婚式は対象となるのか。

対象となります。その場合、対象経費は貸衣装代、着付け代、写真代等が想定されます。

Q 14 神前式のみも対象となるのか。

対象となります。なお、申請書提出の際は「挙式料」等として、結婚式等の実施に直接必要な経費である旨が分かる領収書・明細書の添付が必要となります。

Q 15 結婚式・披露宴の二次会も対象になるのか。

一次会としての結婚式・披露宴が行われているため、二次会は対象外となります。

<感染防止対策>

Q 16 「感染防止対策を講じて」とはどのようなものか。

会場内の消毒や換気、マスク着用の徹底や参列者が密にならないようにするなど、ガイドライン（日本ブライダル文化振興協会策定の結婚式場業「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」）に基づく感染防止対策を想定しています。

Q 17 緊急事態宣言など、感染が拡大した場合の当該事業の対応は。

コロナ禍の中でも、安心・安全な結婚式等を実施していただくことを事業の目的としているため、現在のところ、事業の中止等を行う予定はありません。

Q 18 感染が拡大している地域等からの参列者が予定されている場合の対応はどのようにしたらよいか。

強制するものではありませんが、ワクチン接種済みの確認やPCR検査・抗原検査による陰性の確認等により、感染拡大のリスクの低減に努めてください。

Q 1 9 感染防止対策を講じていることはどのように証明するのか。

結婚式等を実施した式場等による証明書（別記様式2）を提出いただきます。

なお、この証明書は抽選で当選した後に提出いただく申請書に添付していただきますので、申込段階での提出は不要です。

Q 2 0 フォトウエディングや自宅でのオンラインウエディング等について、感染防止対策を講じていることはどのように証明するのか。

写真館等の式場等に該当しない業種であっても、ガイドラインの該当する部分に係る感染症対策を講じていただき、証明書を提出いただきます。

自宅でのオンライン活用等は、業者による証明ができないため、証明書に代えて実施したことがわかる写真等を提出いただきます。

<対象経費>

Q 2 1 衣装は結婚式・披露宴で使用するものだが、なぜ衣装購入費を対象外とするのか。

購入した衣装は、再利用や転売等目的外での利用が可能となるため、対象外となります。

Q 2 2 ヘアカットやブライダルエステは対象となるのか。

結婚式等の実施に直接必要な当日のヘアメイク等については対象となりますが、結婚式等に向けた準備として事前に実施するヘアカットやブライダルエステについては対象とはなりません。

Q 2 3 招待している親族や友人の着付け料は対象となるのか。

対象とはなりません。カップルの着付け料のみが対象となります。

Q 2 4 挙式・披露宴を実施せず、写真撮影のみの場合は対象となるのか。

感染対策を実施している写真館や結婚式場等でプロのカメラマンが撮影する前撮りや当日写真、親族集合写真は対象となります。なお、写真館等を利用せず、カップルが自前で撮影する記念写真や友人・親族等が撮影したスナップ写真は対象外となります。

<申込>

Q 2 5 申込書はどのように提出すればよいか。

メールによる申込をお願いします。なお、チラシ内の「申込書」欄に記入し、郵送又はFAXにより申し込むことも可能です。

Q 2 6 申し込みを結婚式場等の事業者が代行してもよいか。

申し込みは結婚式等を実施したカップルが行う必要があります。

なお、チラシ（申込書）については、カップルが記入したチラシ（申込書）を事業者が代わりに郵送・FAXすることは可能です。

Q 2 7 結婚式等の実施時期によって申込期間が異なるが、異なる実施時期の申込期間に申し込んでもよいか。

公平を期するため、結婚式等の実施時期により申込期間を分けていますので、異なる実施時期の申込期間に申し込むことはできません。

Q 2 8 当選したことが分かった後、結婚式等を実施してもよいか。

結婚式等を実施した方を対象としていますので、実施予定の場合は申し込むことはできません。結婚式等を実施してからの申込みとなります。

<抽選>

Q 2 9 どのように抽選を行うのか。

公平を期するため、コンピュータによる抽選を行います。

Q 3 0 抽選の結果はどのように分かるのか。

申込者の住所に抽選結果を郵送します。

Q 3 1 落選した人にも何かあるのか。

落選した方にも、知事からの祝福メッセージを送付させていただきます。

Q 3 2 追加募集や繰り上げ当選等はないのか。

現在のところ、予定はありません。